

様

新居浜市監査委員 鴻 上 浩 宣  
新居浜市監査委員 杉 本 茂 利  
新居浜市監査委員 小 野 辰 夫

## 財政援助団体等の監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和7年2月26日から同年3月19日までの間に実施した財政援助団体等の監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第14項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

### 1 監査の対象

#### (1) 補助金交付団体等（所管部課名）

新居浜市スポーツ協会（企画部文化スポーツ局スポーツ振興課）

対象事業：新居浜市スポーツ協会育成事業補助金、競技スポーツ強化事業補助金、第54回新居浜市民体育祭競技スポーツの部開催事業負担金

#### (2) 公の施設の指定管理者（所管部課名）

新居浜市営住宅管理グループ（建設部建築住宅課）

対象施設：新居浜市市営住宅、新居浜市市営活性化推進住宅

### 2 監査の範囲

#### (1) 令和5年度に交付された補助金に係る出納その他の事務執行

#### (2) 令和5年度の施設管理全般

### 3 監査を実施した委員

鴻 上 浩 宣・杉 本 茂 利・伊 藤 優 子

〔 伊 藤 優 子 令和7年5月14日付け退任  
小 野 辰 夫 令和7年5月15日付け就任 〕

### 4 監査の方法

団体に交付された補助金及び施設の管理に関する協定書に基づく指定管理料に係る出納その他の事務が、目的に沿って適正に執行されているかどうか、また、チェック体制は機能しているかに主眼をおき、関係帳簿、証書類との照合を行うとともに、必要に応じ関係者からの説明を求め、監査を実施した。

### 5 監査の結果

団体に交付された補助金及び施設の管理に関する協定書に基づく指定管理料に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。

今後においては、更に目的に沿った効果効率的な執行に留意するよう望むものである。

なお、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

# 財政援助団体等

## 1 対象団体及び事業の概要（令和5年度）

### （1）補助金交付団体等

#### ア 補助事業名及び補助金額

新居浜市スポーツ協会育成事業補助金	6,400,000円
競技スポーツ強化事業補助金	1,300,000円
第54回新居浜市民体育祭競技スポーツの部開催事業負担金	2,360,000円

#### イ 団体名

新居浜市スポーツ協会

#### ウ 所管部課名

企画部文化スポーツ局スポーツ振興課

#### エ 概要

##### 【新居浜市スポーツ協会育成事業補助金】

新居浜市スポーツ協会に対し補助を行うことにより、加盟団体の体育・スポーツの競技力向上、ジュニア選手の育成、指導者の育成並びにスポーツ協会運営体制の強化を図る。

##### 【競技スポーツ強化事業補助金】

新居浜市スポーツ協会が実施する各種目のジュニア選手の普及育成・強化及び指導者の育成・研修等の競技スポーツ強化事業に対し補助を行うことにより、更なる競技力向上とジュニア育成を図る。

##### 【第54回新居浜市民体育祭競技スポーツの部開催事業負担金】

新居浜市民体育祭競技スポーツの部開催事業の運営に係る経費を負担することにより、スポーツを通じた市民の健康増進と体力の向上を図る。

### （2）公の施設の指定管理者

（単位：円）

指定管理者名	施設名	指定管理料	所管部課名
新居浜市営住宅管理グループ 代表者 株式会社第一ビルサービス	新居浜市市営住宅 新居浜市市営活性化推進 住宅	123,790,000	建設部 建築住宅課

#### ア 施設概要（令和6年3月31日現在）

総戸数 2,035戸（入居：1,267戸 空家：768戸）

#### イ 事業内容

（ア）入居者の募集に関する業務

（イ）入居、退去等の手続に関する業務

- (ウ) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務
- (エ) 市営住宅等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (オ) その他市営住宅等の管理に関して市長が必要と認める業務

## 2 指摘事項及び回答内容

### (1) 新居浜市スポーツ協会に関すること（回答は令和7年4月18日付け）

#### ア 自動販売機設置に係る使用料について

体育施設の自動販売機設置に係る使用料について、次のような不適切な事務処理が見受けられる。内容を確認の上改められたい。

- (ア) 令和6年1月分の自動販売機の設置に係る使用料について、スポーツ振興課への売上報告の金額が一部誤っており、使用料の過払いが生じている。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(新居浜市スポーツ協会)

#### <回答>

担当者だけでなく、複数人で確認を行い、チェック体制の強化を行います。

- (イ) 自動販売機設置に係る使用料については、新居浜市スポーツ協会から毎月提出される売上報告を基に算定しているが、売上報告の誤記による使用料の過大請求が生じている。売上報告とともに、設置業者からの報告書も確認するなど、適正な事務処理をされたい。

(スポーツ振興課)

#### <回答>

スポーツ協会からの報告に合わせて、設置業者の報告を求め、双方の報告を確認し適正な事務処理を行います。

### (2) 新居浜市営住宅管理グループに関すること（回答は令和7年4月18日付け）

#### ア 指定管理者制度（新居浜市市営住宅及び新居浜市市営活性化推進住宅）の運用について

- (ア) 市営住宅等の管理運営に関する年度協定等に基づき、指定管理者からは収支決算書と部門別元帳等関係書類が提出されているが、決算数値と関係書類との照合が困難な支出科目があるため、収支決算書の適正性が十分に確認できない。これは指定管理者の決算期が会計年度と異なることや本社諸経費の一括経理等に起因するもので、収支決算書との照合確認が可能となる決算関係書類の調製について検討されたい。

(新居浜市営住宅管理グループ)

#### <回答>

会社の決算期と会計年度が異なることや、本社一括の経費処理を行っていることから、収支決算書と全社共通科目の部門別元帳との相違は、やむを得ない状況です。収支決算書との照合が可能な関係資料を準備いたします。

- (イ) 市営住宅等の管理運営に関する年度協定には、指定管理料の余剰分を返納することを規定している。担当課においても、指定管理者から提出された収支決算書、部門別元帳等決算関係書類の点検、照合をより一層慎重に行うとともに、管理費用の総額が指定管理料に満たない場合は、余剰分の返納について協議を行われたい。

(建築住宅課)

<回答>

今後におきましては、指定管理者より収支決算書、部門別元帳等の詳細を求め、点検、照合をより一層慎重に行い、管理費用の総額が指定管理料に満たない場合は、余剰分の返納について協議を行います。

(ウ) 令和8年度に予定している市営住宅等に係る次期指定管理者の募集に向けて、令和5年改訂「新居浜市指定管理者制度運用の手引」の「指定管理に伴う経費の算定等の基準」に示す事業者の利益を明確に設定する一般管理費や本社事務間接費の適正額を設定するなど、市及び指定管理者の双方にとって最適な募集要項、業務仕様書となるよう取り組まれます。また、管理運営に関する基本協定、年度協定の関連条項についても整合を図られたい。

(建築住宅課)

<回答>

次期指定管理者の募集に向けて、手引、基準に沿うように一般管理費や本社事務間接費等について適正額を設定するとともに、現在の指定管理制度の経験を踏まえ、市及び指定管理者の双方にとって最適な募集要項、業務仕様書及び協定等となるよう取り組みます。

(エ) 市営住宅等指定管理者募集要項では、住宅使用料の現年度分目標収納率(98.70%)を設定し、目標収納率を下回った場合の指定管理料の減額(ペナルティ)を定めている。令和5年度の当該収納率は99.87%で、コロナ禍にあっても高い収納率を維持した指定管理者の職責を大いに評価する。次期募集に当たっては、新居浜市債権管理計画との整合が取れた目標収納率を設定するとともに、指定管理者の職責に応えられるよう目標収納率を上回った場合等の指定管理料の増額(インセンティブ)についても検討されたい。

なお、指定管理料の減額(ペナルティ)は、別途、最低収納率を設定しその収納率を下回った場合に適用する等も合わせて検討されたい。

(建築住宅課)

<回答>

次期指定管理者の募集におきましては、市及び指定管理者の双方にとって最適な制度となるよう収納等に関する指定管理料の増額(インセンティブ)及び指定管理料の減額(ペナルティ)についても検討を行います。